

家計における教育費負担の動向と公的支援



前・東京学芸大学 田中 敬文

～要旨～

本稿は、現役世代の教育費負担の重さをさまざまな調査から明らかにし、公的支援による負担軽減策の効果や今後の課題解決に向けた方向性を論じた。家計年収は概ね1998年をピークに、2010年まで減少し続けてきたが、17年以降、復調の兆しが見られる。幼児教育無償化や高等学校授業料無償化、さらに近年の高等教育無償化により、授業料負担は軽減されつつあるが、どの世代でも「隠れ教育費」と言われるような授業料以外の費用負担が高まっている。下宿する大学生への仕送り額は、彼らの親が大学生時代の仕送り額より少ない。授業料の「出世払い」の導入は画期的ではあるが、少子化対策を意図するならば、教育費支援だけにとどまらず、ライフステージに応じたきめ細やかな支援により生活設計への影響を回避しなければならない。支援充実のためには、教育費を、子供のいる家計もいない家計も負担するという、子供を国民全体で育てる（＝公共財）という発想への転換が求められる。

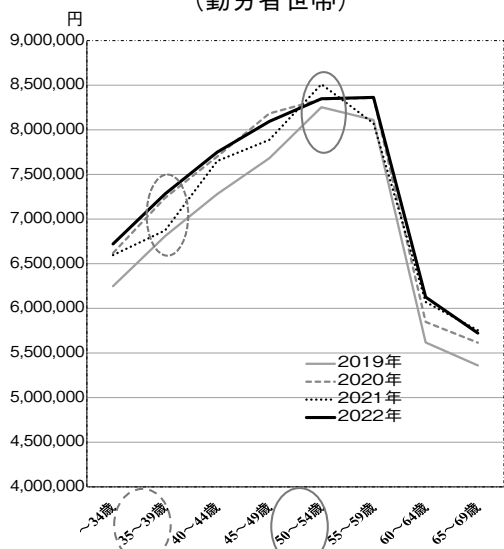
本稿では、現役世代の教育費負担の重さを公私さまざまな調査から明らかにし、公的支援による負担軽減策の効果や今後の課題解決に向けた方向性を論じたい。

1 家計の教育費負担の現状

総務省『家計調査年報』により世帯主年齢階級別実収入の推移（勤労者世帯）を見ると、家計年収は概ね1998年をピークに、2010年まで減少し続けてきた。50～54歳について2012年と1998年とを比べると、24年間で実収入は約100万円減少した。50～54歳はちょうど大学生がいると想定される。この年齢で月あたり約8万円の減少は、仕送りの引き下げなど子育て・教育

支出に節約を強いたことであろう。2017年以降、所得復調の兆しが見られ、30～34歳、35～40歳、40～44歳は、2019年には1998年を上回り、50～54歳もほぼ1998年に近づいた。図1は2019年からコロナ渦の2022年までの実収入の推移を示している。2020年にはすべての年齢層で2019年の実収入を上回った。これは政府による給付金支給等によるものである。しかし、実収入が増えたにもかかわらず、すべての年齢層で消費支出は減少してしまった。当時、コロナ渦の終焉が見通せず、将来への不安等から所得増を貯蓄へ回したと考えられる。外出規制により、外食や交通費・バック旅行費、被服費、交際費等の支出が減少し、代わりに内食等の支出が増加したが、

図1 世帯主年齢階級別実収入の推移
(勤労者世帯)



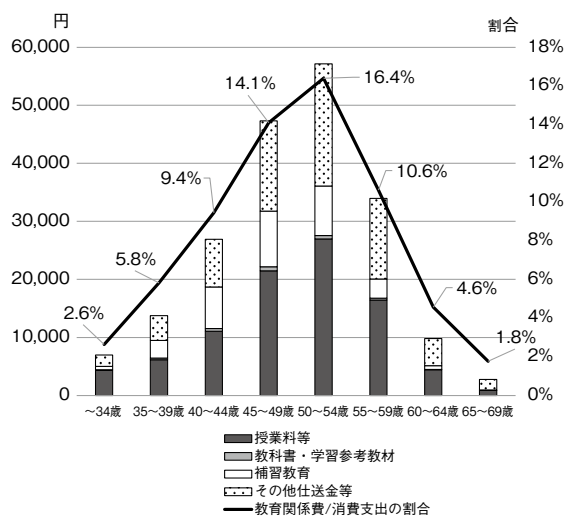
(出所) 総務省「家計調査報告」各年版より作成

教育費の支出に大きな変化はなかった。その後、45～49歳、50～54歳、65～69歳を除く年齢層は2022年に実収入が2020年を上回った。

図2は、総務省『家計調査年報』により教育関係費の内訳と消費支出に占める割合(2022年)を見たものである。教育関係費は、教育費(授業料等、教科書・学習参考教材、補習教育)に、給食費や通学定期代、制服、国内遊学仕送り金等を加えたものである¹⁾。

教育関係費が消費支出に占める割合は、35～39歳の5.8%から、40～44歳9.4%、45～49歳14.1%と子供の成長とともに増加し、50～54歳では16.4%とピークに達する。ここで注目したいのは、教育関係費に占める「教育費以外の費目」の割合が、35～39歳の31.1%から50～54歳の36.8%、55～59歳の40.9%にまで高まっていることである。若い世代では塾や制服等の支出、子供が大学生に相当する50歳台では「遊学仕送り金」の支出が多いと思われる。幼児教育無償化や高等学校授業料無償化、さらに近年の高等教育無償化により、家計の授業料負担は軽減されつつ

図2 教育関係費の内訳と消費支出に占める割合



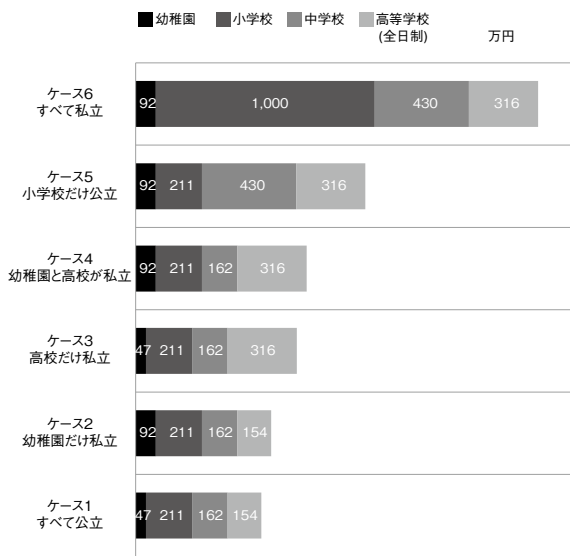
(出所) 総務省「家計調査」2022年より作成

あるものの、「隠れ教育費」と言われるような授業料以外の負担が高まっていると考えられる。

『家計調査』には子供のいない家計も含まれることから、全国の公立並びに私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校(全日制)に通う幼児児童生徒を対象にした文部科学省『子供の学習費調査』(2021年)を見てみよう。図3は、幼稚園3歳から高等学校(全日制)第3学年までの15年間について、各学年の学習費総額をケース別に単純合計したものである。ケース1(すべて公立)が5,744,201円で最も低い。ケース2(幼稚園だけ私立、小学校以降はすべて公立)は6,196,091円、ケース3(高等学校だけ私立)は7,357,486円、ケース4(幼稚園及び高等学校が私立)は7,809,376円、ケース5(小学校だけ公立)は10,496,864円、ケース6(すべて私立)は18,384,502円である。ケース6はケース1の約3.2倍である。

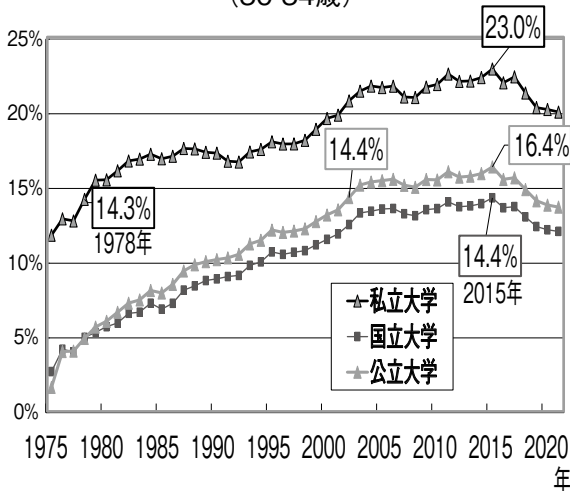
図4は、国公私立大学の初年度納付金(全学部平均)を50～54歳層の勤労者世帯の可処分所得で割ったものである。国公私立大学の初年度納付金は授業料と入学金の合計、私立大学の初年

図3 15年間の学習費の総額



(出所) 文部科学省『子供の学習費調査』(2021年)より作成

図4 初年度納付金が可処分所得に占める割合 (50-54歳)



(出所) 文部科学省資料、総務省『家計調査報告』各年版より作成

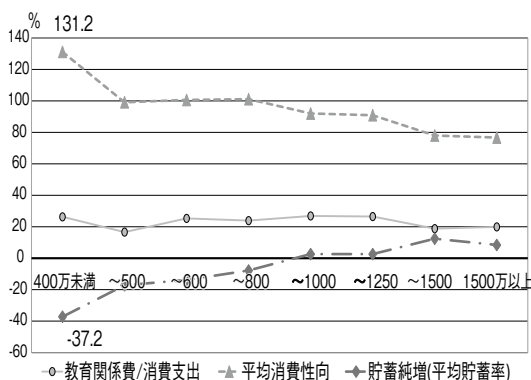
度納付金はそれらと施設設備費等の合計である。公立大学の入学料は地域外からの入学者の平均である。国立大学生の負担割合は、1975年の2.7%から2015年の14.4%（過去最高！）へと、ほぼ一貫して上昇した。公立大学生は、1979年から国立大学生の負担を上回り、2002年に14.4%に達した後、2015年に16.4%（過去最高！）となった。

私立大学生の負担割合は、年によって変動があるものの、1975年の11.9%から2015年の23.0%（過去最高！）へ上昇した。図4から、2015年の国立大学生の負担(14.4%)を、公立大学生は既に2002年に、私立大学生は1978年に経験していた(14.3%)ことがわかる。2004年以降、国公立ともに負担割合が停滞し、高止まりしているようである。これは、2004年の国立大学法人化以降、国公立ともに授業料等があまり引き上げられなかったこと、また、2012年頃まで家計所得が低迷していたことによると考えられる。高等教育費の家計負担が高止まりし、もはや限界に達したと思われる。

次に、総務省『平成26年全国消費実態調査』から大学生家計の状況を見てみよう。国公立大学生のいる家計(図5)と私立大学生のいる家計(図6)の双方とも、年収400万円未満は相当苦しいことが読み取れる。例えば、国公立大学生の家計は、年収400万円未満は平均消費性向が131.2と100を大きく超え、貯蓄純増がマイナス37.2と、貯蓄を大きく取り崩して初めて大学へ進学できることがわかる。800万円未満は収支均衡、1000万円未満は貯蓄を取り崩している。相対的に家計年収が高いといわれる私立大学生家計でも、1000万円未満は収支均衡、1250万円未満は貯蓄を取り崩している²⁾。

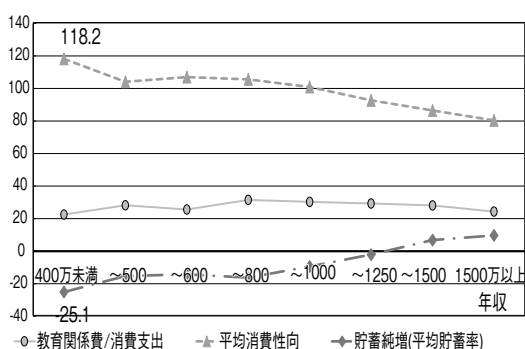
大学進学に際しては、授業料等の他に交通費等の生活費も必要である。日本学生支援機構『令和2年度学生生活調査』によれば、学生生活費(学費と生活費の合計)は、私立大学へ通う自宅生が1,704,800円、国立大学へ通う下宿生が1,721,800円とほぼ同額である(図7)。これに対して、公立大学へ通う自宅生は993,000円と、前二者の約6割である。これは公立大学の多くで、地域内からの進学者の入学金を低く抑えているからと考えられる。教育費の家計負担の観

図5 国公立大学生のいる家計の状況
(年間収入階級別)



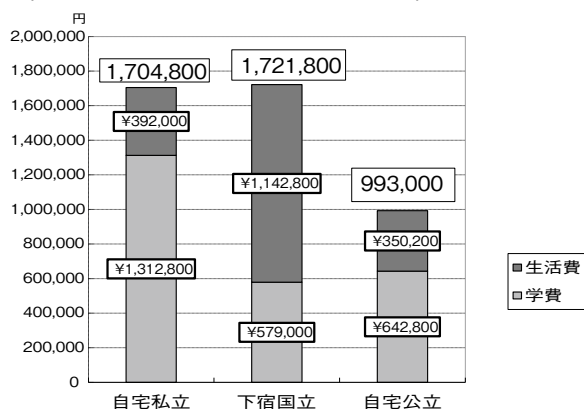
(出所) 総務省『平成26年全国消費実態調査』より作成

図6 私立大学生のいる家計の状況
(年間収入階級別)



(出所) 総務省『平成26年全国消費実態調査』より作成

図7 学生生活費
(自宅私立・下宿国立・自宅公立)



(出所) 日本学生支援機構「令和2年度学生生活調査」より作成

点からは、自宅からの公立大学進学が最も低廉である。

日本政策金融公庫「2021(令和3)年教育費負担の実態調査」によれば、高校入学から大学卒業までにかかる子供1人当たりの教育費用(入学・在学費用)は942万5千円となっており、約1000万円近くかかることがわかる。

首都圏の私立大学に入学した新入生家庭の経済的負担を知るには、私大教連「私立大学新入生の家計負担調査(2022年度)」がある。これによれば、自宅外通学者の「受験から入学までの費用」は226万円で過去最高を更新したこと、「入学の年にかかる費用」は308万円(自宅外通学者)で、年収の3割を占めること、毎月の仕送り額は88,600円で、家賃を除いた1日あたりの生活費は710円であること、入学費用の「借入額」は197万円で、約9割の家庭が入学費用の負担を「重い」と感じていること、奨学金の希望者は5割、実際の申請者はそのうちの5割にとどまり、「授業料の直接助成制度化」を9割以上が求めていること等が明らかとなった。

自宅外通学者の苦境は、全国大学生生活協同組合「第58回学生生活実態調査(2022年)」からも明らかである。下宿生(同調査)の生活費は、収入合計が124,290円と前年より990円減少し、内訳は仕送りが67,650円と4,230円減少して1982年以降最少となった。アルバイト収入が32,340円、奨学金が20,640円であった。コロナ禍前の2019年と比べると、収入合計が5,570円減少し、仕送りが5,160円、アルバイト収入が1,260円減少した。支出合計は5,460円減少し、仕送り額の減少を食費、住居費、貯金・繰越金、勉強費の減少で凌いだ。仕送り金額分布を見ると、「0円」は1995年の2.0%から2022年の8.3%へ増加し、「5万円未満(0を除く)」は5.3%から18.4%へ増加した。仕送りは最も多かった96年

には10万円超だった。その後、低下傾向にあったから、今の大学生が受け取る仕送り額は、彼らの親が大学生時代の仕送り額より少ないことがわかる。少ない収入で食費等やりくりを追われる姿が目に見えてしまう。

労働者福祉中央協議会「奨学金や教育費負担に関するアンケート調査」(2022年)によれば、奨学金返済が大学卒業後の生活設計にも影響を及ぼすことが明らかになっている。調査対象は、日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用した45歳以下の高等教育修了者で、現在返還中(猶予制度利用や滞納中も含む)の者(2,200人回答)である。借入総額は平均310万円、毎月の返済額は1.5万円、返済期間は14.5年である。暮らしぶりは、コロナ前との比較では「変わらない」が63.9%と多いが、26.0%と4人に1人が「苦しくなった」と回答している。

子供の年齢がまだ低い世帯が多いことから、教育費自体はそれほどかからない世帯が多いものの、その負担感については、「かなり負担感がある」が27.0%、「やや負担感がある」が46.0%で、合わせて「負担感がある」が7割を超える。2018年と比べても負担を感じている人は増加しており、昨今の物価上昇の一方、賃金の上がない中で、教育費の負担感は増大していることがうかがえる。奨学金返済が「かなり不安である」人ほど「返済負担軽減の支援策を拡充する」(78.6%)意見が強い。

奨学金返済は結婚や出産、子育て等のライフステージに影響を及ぼしている。2015年、18年、22年の推移をみると、結婚へ「影響がある」は、34.2%→37.0%→37.5%、出産へ「影響がある」は、22.9%→29.9%→31.1%、と漸増している。子育てへ「影響がある」は、26.4%→32.6%→31.8%、持家取得へ「影響がある」は、29.5%→34.1%→32.8%、と3割を超え

ている。さらに、「日常的な食事」や「レジャー・交際」などが4割、「医療機関の受診」が3割あり、奨学金返済が日常生活にまで影響を及ぼすことがわかる。「返済負担軽減のための税制支援を導入すべき」が76.9%、「奨学金返済者全体に税制支援」が71.6%、「現在返還中の利子負担軽減」が60.0%にも達しており、返済者への支援を求める声が多い。

厚生労働省「2022年国民生活基礎調査」によれば、子育て世帯の平均所得(2021年)は785万円で、全世帯の平均所得545万7千円の1.4倍である。所得の多い家計ほど子供を育てやすい。生活意識をみると、「苦しい(大変苦しいとやや苦しい)」の割合は、「母子世帯」が75.2%、「児童のいる世帯」が54.7%となっており、全世帯(51.5%)より高い。子供を持つかどうかの意思決定を所得が左右する状況になっている。

各種調査から、生活苦に喘ぐ大学生や家計の実態が浮き彫りにされたのはもちろん、奨学金返済が結婚・出産・持ち家取得等生活設計にも広く影響を及ぼしている実態が明らかになった。

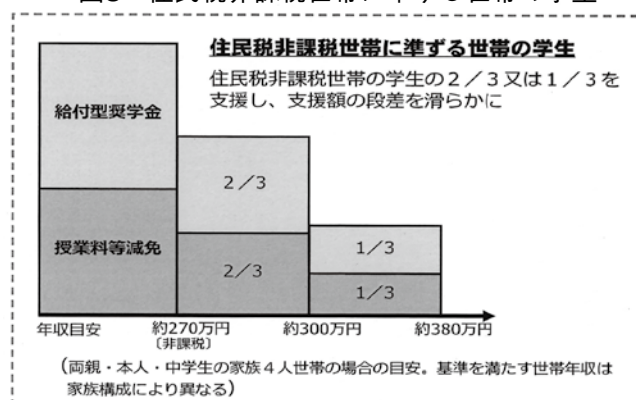
2 高等教育就学支援制度について

日本学生支援機構『平成30年度学生生活調査』、同『高等専門学校生生活調査・専修学校生生活調査(平成30年度(試行))』によれば、年収400万円未満世帯は、学部生15.2%、専修学校(専門課程)26.4%などあり、合わせて約59万人と推計される。家計所得が低迷する中、特に年収400万円未満世帯への支援や、自宅から離れて通う大学生への支援を充実させるため、2020年度から高等教育就学支援制度が開始された。

いわゆる「高等教育無償化」とは、「大学等における修学の支援に関する法律」(2019(令和元)年5月10日成立)により、2020(令和2)年4月1日から実施された新たな高等教育就学支援制度

のことである。「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（2018（平成30）年12月28日関係閣僚合意）に基づき、少子化に対処するための施策のひとつとして制度化された。2019（令和元）年10月1日からの消費税率引上げによる財源を活用し、国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上され、文科省で執行される。支援対象となる学校種は、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校である。支援内容は、①授業料等減免制度の創設、②給付型奨学金の支給の拡充である。授業料等減免（入学金と授業料）の上限額は学校種と設置形態により、給付型奨学金の給付額は、さらに自宅生か自宅外生かで異なる。例えば、住民税非課税世帯は、国公立大学等の場合、自宅生約35万円、自宅外生約80万円、私立大学等の場合、自宅生約46万円、自宅外生約91万円である。給付奨学生は、生計維持者の収入状況により3つの区分に採用され、その区分により授業料（新生は入学金も）免除を受けられる。住民税非課税世帯と住民税非課税世帯に準ずる世帯の目安となる年収は家族構成により異なる。例えば、両親・本人・中学生4人世帯の場合で、住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）は年収約270万円未満、住民税非課税世帯に準ずる世帯（第Ⅱ区分）は年収約300万円未満、同（第Ⅲ区分）は年収約380万円未満である。同（第Ⅲ区分）は両親・本人・大学生・中学生5人世帯の場合は年収約460万円未満となる。住民税非課税世帯に準ずる世帯へは、授業料等減免と給付型奨学金の各々について、住民税非課税世帯の学生の2/3または1/3を支援し、支援額の段差を滑らかにしている（図8）。2020（令和2）年度の在学学生（既入学者も含む）から対象となった。同年度予算で5,274億円（国・地方の所要額）が計上され、対象は51万人である。これは、日本学生支援機構の学生調査によ

図8 住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生



（出所）文部科学省ホームページ「高等教育の就学支援制度」
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

り推計した約59万人より少ない。

支援対象者の要件として個人要件と機関要件がある。支援対象となる学生は、家計年収の他に、学修意欲や進学後の学業成績に係る要件がある。例えば、GPA等が学部等における下位1/4の範囲に入ると「警告」、習得単位数の合計が標準の5割以下となると「廃止（支援打ち切り）」となる。

機関要件は、支援対象の学生が在籍する大学等に課せられる。4年制大学の場合、実務経験等のある教員等による授業科目が13単位以上配置されていること、法人（大学の設置者等）の役員に外部人材が2人以上含まれていること等である。さらに私立大学等の場合、教育の質が担保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題のある大学等が実質的に救済されることがないように、経営要件もある。例えば、直前3年度すべての収支計算書の経常収支差額がマイナスや、直近3年度すべての在籍学生数が収容定員の8割未満である等があると対象外となる。

高等教育就学支援制度により、学部学生に対する授業料等減免（入学金と授業料）は、日本学生支援機構の給付奨学生に対して実施されることとなった。万一、日本学生支援機構の給付奨学生に不採用となっても、学力基準及び家計基準を

満たせば入学金徴収猶予等を申請できる。さらに、日本学生支援機構の給付型奨学金および貸与型奨学金の選考について、いわゆる学校別内示枠が2019年度より撤廃され、推薦基準（学力基準）に達した者は大学から全員推薦可能となった。これまで大学等で行っていた家計状況の審査は、マイナンバー情報に基づき日本学生支援機構にて直接行われるようになった。学校別内示枠の撤廃は画期的である。つまり、これまで家計年収等の条件が同じでも、授業料等減免の可否や奨学金受給の可否が、在籍する大学等によって異なるという不公平な状況があったからである。

新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイト等の収入減少や家計急変など、既存の制度では対応しきれない状況が生じた。学生への迅速な経済支援をすべく、緊急貸与奨学金を創設した大学等もある。文科省は、例えば「新型コロナウイルスにより影響を受けている学生等への緊急対応措置：学生の”学びの支援”緊急パッケージ」(2021年)により、アルバイト収入が大幅に減少した学生への10万円(住民税非課税世帯は20万円)支給、緊急特別無利子貸与型奨学金の創設により、就学継続が困難になった学生の有利子奨学金の利子を国が補填するという有利子奨学金の実質無利子化等を行った。

3 公的支援による家計負担軽減に向けて

家計の教育費負担を軽減するための公共政策としては、大きく分けて、大学への機関補助と学生(家計)への個人補助がある。大学への機関補助は、大学への公的支出や補助金を通じて学費を引き下げることができる。大学の初年度納付金(全学部平均)が勤労者世帯の可処分所得に占める割合(図4)を見ると、私立大学に子供を通わせる家計負担は国公立大学より重い。日本私

立大学協会の試算によれば、学生一人当たりの公財政支出額は、国立大学の年間231万円に対して私立大学はわずか18万円で、国立大学の約13分の1となっている(数値は2020年度)。高等教育修学支援制度が導入された後、これまでの私学助成による授業料減免に対する経済的支援が廃止されてしまったことにより、特に中所得層向けの支援がなくなったのは残念である。

学生(家計)への個人補助には、授業料免除の拡大や奨学金制度の充実等の学生への直接給付と、扶養控除等税制による支援がある。高等教育就学支援制度は、学生(家計)への個人補助である。

政府は2023年6月13日に「異次元の少子化対策」の具体策として、「こども未来戦略方針」を発表した。今後3年で集中的に取り組む「加速化プラン」では、子育て支援に関しては、児童手当の拡充、年収の壁への対応、育児休業給付の引き上げ、時短勤務による賃金低下を補う給付、リスクリングへの直接支援等がある。児童手当の拡充案として、所得制限の撤廃、高校生まで支給期間を延長(月1万円)、第3子以降の支給額を3万円に増額することとし、2024年10月から実施する見通しである。子どもが3人いる場合、児童手当の総額は約1000万円と試算される。今後10年間で子育て世帯等に提供可能な公営住宅を約20万戸確保など、子育て世帯の住宅支援も盛り込まれた。

「高等教育費の負担軽減」には、貸与型奨学金の減額返還制度の拡充、「授業料減免制度」や「給付型奨学金」の拡充、「授業料後払い制度」の創設がある。貸与型奨学金の減額返還制度の拡充について、「減額返還制度」を利用できる年収が現行の325万円以下から400万円へ引き上げられる。さらに、子育て世帯の負担軽減のため、こども2人世帯は年収500万円、こども3人以上

の世帯は年収600万円へ引き上げられる。「授業料減免制度」と「給付型奨学金」の拡充について、2024年度から、対象に、子どもが3人以上の多子世帯と、理工農系の学生等のうち世帯年収約600万円の中間層が追加される。多子世帯に対しては、対象年収の拡大や年収区分ごとの支援割合の引き上げが検討される。「授業料の後払い制度」の創設については、例えば、子どもが2人以上いる場合、年収400万円程度までは支払いが始まらない仕組みにする。2024年度から、まず、大学院（修士段階）の学生から導入する予定である。

文部科学省「教育振興基本計画」（令和5年6月16日）では、「教育投資は個人及び社会の発展の礎となる『未来への投資』であり、必要な教育投資については、学習者本人のみならず社会全体で確保することが必要である」と明記された。

教育投資について、公財政教育支出総額をGDP（国内総生産）比で見ると、初等教育から高等教育までは、OECD平均の4.4%に対して我が国は3.0%（2019年度）である。学校段階別では、高等教育は日本0.6%・OECD平均1.2%と、特に、高等教育への公財政支出がOECD平均の半分と少ないことがわかる。また、在学者一人当たりの公財政教育支出額を見ると、初等教育から高等教育までは、OECD平均10,161ドルに対して我が国は8,944ドル（2019年度）である。学校段階別では、初等中等教育はOECD諸国と比べて遜色はないが、高等教育は日本6,364ドル・OECD12,235ドルと、OECD諸国の半分にとどまっている³⁾。

4 今後の課題

(1) 中所得家計への支援の必要性

図5・6で見たように、年収400万円未満が相当苦しいのは明白であるが、年収800万円であっ

ても決して余裕があるわけではない。2024年度から「授業料減免制度」と「給付型奨学金」の対象に、多子世帯と理工農系の学生等のうち世帯年収約600万円の中間層が追加されることとなった。家計所得に関係なく学生が自由に大学を選択できる機会を保証するため、今後一層の支援拡充を検討すべきであろう。修学支援制度は、今年は5,000億円の予算が計上されている。この制度で支援を受けた学生が、今後どのように就職し（＝納税し）、支援の効果がどの程度あったか等について効果の検証を行う必要がある。

(2) 生活設計への影響回避

結婚・子育てを考慮した授業料の「出世払い」の導入は画期的である。年収400万円程度までは授業料の支払いが始まらない仕組みが検討されているが、労働者福祉中央協議会「奨学金や教育費負担に関するアンケート調査」（2022年）によれば、出世したと思える年収は732万円であるから、後払いの年収下限の引き上げが望まれる。少子化対策・出生率引き上げを意図するならば、教育費支援だけにとどまらず、ライフステージに応じたきめ細やかな支援により生活設計への影響を回避しなければならない。例えば、コロナ渦で実施された、有利子奨学金の実質無利子化等も検討に値する。

(3) 家計教育費負担軽減に対する納税者の理解の必要性

多額の財政支出には国民の理解が不可欠である。一般に、教育への公的支援が多い国は、子供を持つ家計が支出する教育費の負担は小さいが、所得税・消費税（付加価値税）等の租税負担は重い傾向にある。教育費を、子供のいる家計だけではなくいない家計も負担するという、子供を国民全体で育てる（＝公共財）という発想へ

の転換が求められる。

高等教育就学支援制度では、機関要件として、経営に問題のある大学等が実質的に救済されることがないように要件が課せられている。大学の定員厳格化により全般的に定員充足率が高まっている状況でも、私立大学の約3割が定員割れしている。高校生が、例えば保育士を養成する学部等へ進学希望する場合、当該学部等が収容定員割れでも就学支援制度の対象にすることは、地方での数が限られた進学先の確保と大学選択の自由、さらに地域の人材養成の観点から望ましいと思われる。直近3年度すべての在籍学生数が収容定員の8割未満、という要件が適切か検討すべきであろう。

幼児教育・保育への財政支援と異なり、高等教育への支援は国民の理解を得るのが難しいといわれる。世論調査では、大学までの教育費負担軽減のために税金を引き上げることへの支持は低く、高等教育無償化への支持も約3割しかない。「国は高等教育への支出を増やすべき！」と要求するだけでなく、「誰がどのように子育て・教育費の負担をするのか？」という議論を進めていかなければならない。

【注】

- 1) 教育関係費には、教育費の他、学校給食、男子用学校制服、女子用学校制服、鉄道通学定期代、バス通学定期代、書斎・学習用机・椅子、筆記・絵画用具、ノート・紙製品、他の学習用消耗品、他の学習用文房具、通学用かばん、国内遊学仕送り金が含まれる。
- 2) 調査名が変わった『平成31年度全国家計構造調査』から、国公立・私立という大学の設置者別区分はなくなった。
- 3) 公財政教育支出総額のGDP比は、その他の学校段階別では、就学前～高等教育は日本3.2%・

OECD平均4.9%、就学前教育は日本0.1%・OECD平均0.5%、初等中等教育は日本2.4%・OECD平均3.2%である。在学者一人当たり公財政教育支出は、初等中等教育は日本9,683ドル・OECD9,848ドルである。出典は文部科学省「教育振興基本計画」（令和5年6月16日）。元の数値はOECD「図表でみる教育（2022年版）」。

本稿の作成にあたり以下の拙稿を一部活用した。

生活経済学会「共通論題パネルディスカッション記録：生活と教育と経済」『生活経済学研究』Vol.57（2023.3）

田中敬文「家計における教育費負担の高止まりと負担軽減の公共政策」『季刊個人金融』2014年春号
同「高等教育の無償化は本当に“タダ”なのか」『金融ジャーナル』2017年8月号

同「家計と政府の教育費負担」生活経済学会第38回研究大会・共通論題：生活と教育と経済、2022年6月4日（オンライン）

同「大学授業料等と家計負担：国私格差是正に向けて」『私立大学研究の到達点』日本私立大学協会附置私学高等教育研究所、2021年

【参考文献】

厚生労働省「2022年国民生活基礎調査」

私大教連「私立大学新入生の家計負担調査（2022年度）」

<http://tfpu.or.jp/kakeihutan-chousa/>

全国大学生生活協同組合「第58回学生生活実態調査（2022年）」

https://www.univcoop.or.jp/press/life/pdf/pdf_report58.pdf

総務省「家計調査年報」各年版

総務省「平成26年全国消費実態調査」

日本学生支援機構「令和2年度学生生活調査」

日本政策金融公庫「2021（令和3）年教育費負担の実態調査」

文部科学省「子供の学習費調査」(2021年)
労働者福祉中央協議会「奨学金や教育費負担に
関するアンケート調査」(2022年) rofuku.net

たなか たかふみ

1957年生まれ。80年3月新潟大学経済学部卒業、90年3月早稲田大学大学院経済学研究科博士後期課程単位取得満期退学、91年4月東京学芸大学教育学部(生活科学講座家庭科教室)講師、96年10月ジョンズ・ホプキンス大学政策研究所研究員。2023年4月、東京学芸大学退職、現在は研究員。同大学、中央大学、青山学院大学、東京経済大学非常勤講師。専門は公共経済学、特に、教育、芸術文化、家族、NPOの経済学。文化経済学会<日本>学会誌「文化経済学」編集委員長。「シリーズ教材お金のキホン」(高校生向け金融経済教育の教材、一般社団法人全国銀行協会)を監修。

【主要著書】Yukio Adachi 他(編) *POLICY ANALYSIS in JAPAN*, Policy Press, University of Bristol, UK, 1995.

(共著)『はじめてのNPO論』有斐閣(2017年)等。

訳書に、A. シグノー著(共訳)『家族の経済学』多賀出版(1997年)、E. ジェイムズ他著『非営利団体の経済分析』多賀出版(1993年)等。
